

日・EU規制改革対話 日本側対EU提案書

2005年11月21日

平成17年度日・EU規制改革対話
— 我が方の対EU提案書 —

★：新規提案

EC：対EC提案、加盟国：EU加盟国全体への提案、国名：特定国への提案

A：分野横断的事項

A1. 商法・商慣行

- (1) 国境を越えた損益通算【EC】
- (2) 国境を越えた合併に関する指令【EC、加盟国】
- (3) 欧州非公開会社法【EC】
- (4) コンサルテーション制度（パブリック・コメント）【EC、加盟国】
- (5) EU原産地表示【EC】

A2. 規格・規準認証

- (1) 火災報知設備機器の基準統一【★、EC、加盟国】
- (2) EU市場における工作機械の検査体制（CEマーク）【EC、加盟国】
- (3) イタリアのテレビ輸入における追加的規制【EC、伊】
- (4) 電源や電話回線等のプラグやソケットの形状に関する規格【EC】

A3. 貿易・関税

- (1) デジタル・ビデオ・カメラ（カムコーダ）の関税分類変更及び遡及課税【EC】
- (2) EU域内生産商品及びEU域外生産商品の輸送に際する通関書類の統一【EC、オーストリア】
- (3) ポーランドの通関申請書について【ポーランド】
- (4) AV家電製品の関税【EC】
- (5) 陸揚げと通関手続き【★、EC】
- (6) 建設機器への課税【★、英】
- (7) チップ付きインクジェットプリンター用インクカートリッジの関税分類【★、EC】
- (8) 24時間体制の通関・税関申告制度【★、フィリピン】

A4. 情報・知的財産

- (1) 共同体特許制度の早期成立【EC、加盟国】
- (2) 自動車用補修部品の意匠保護の廃止反対【EC、加盟国】
- (3) チェコにおける商業登記簿上の個人情報の保護【チェコ】

A 5. 労働・雇用

- (1) 総論【EC、加盟国】

各論

- (2) イタリア（臨時雇用に係る規制の撤廃）【★、伊、EC】
- (3) スペイン（期限付雇用契約制度と解雇補償金制度の改正、年間超過勤務時間の弾力化）【西、EC】
- (4) ベルギー（解雇制度、雇用制度、給与制度、労働時間制度、労働組合関係法令、★病気休暇認定制度の改善）【ベルギー、EC】
- (5) オランダ（解雇補償金・病欠認定制度）【蘭、EC】
- (6) ドイツ（日曜・祭日就労の規制緩和、解雇保護制度の緩和）【独】
- (7) フランス（労災・病欠認定制度の改善）【仏、EC】
- (8) スウェーデン（ラストイン・ファーストアウト・ルール）【スウェーデン、EC】
- (9) チェコ（病気欠勤率の改善、★職務明記型雇用契約の緩和）【チェコ、EC】

B : 業種別規制

B 1. 法律サービス

- (1) 総論【加盟国、EC】
- (2) フランスにおける外国法律コンサルタント【仏、EC】
- (3) ドイツにおける外国弁護士といわゆる第三国法に関する法律事務の許容【独、EC】

B 2. 電気通信

- (1) バックホール回線のアンバンドル化【EC、加盟国】
- (2) 政府による競争中立性の確保【加盟国、EC】

B 3. 金融サービス

- (1) 総論【加盟国、EC】
- (2) 国際会計基準（IAS）【EC】
- (3) フランスにおけるクレジット・カード業務への新規参入【EC、仏】

- (4) ポーランドにおける居住者間の外貨決済規制【ポーランド】

B 4. 放送サービス

- (1) コンテンツの国際交流の充実（クォータ制に係る規制の緩和）【EC、加盟国（特に仏）】

B 5. 海運・自動車

- (1) 歩行者保護に関する国際基準調和【EC】
(2) ドイツにおけるスラッジ1%ルール【独、EC】
(3) 外航海運サービスに関するEU競争法の適用除外規則の見直し【EC】

B 6. 建設

- (1) ベルギーにおける建設工事参入【ベルギー】
(2) フランスにおける建設工事にかかる強制保険制度【仏】

B 7. 医療・医薬品

- (1) 欧州治験指令の審査期間の遵守【★、EC、加盟国（特に英、仏、独、蘭）】
(2) EU新規加盟へのMDD (Medical Devices Directive) 適合宣言の仕組みの周知【★、EC、ポーランド、その他新規加盟国】
(3) 「特定有害物質使用禁止指令RoHS指令の医療機器に対する適用に係る情報提供と意見交換【★、EC】
(4) 医薬品の並行輸入対策等【EC、英、独】
(5) ドイツの参照価格制度の見直し【★、独】

B 8. 観光

- (1) イタリアにおける滞在認可証申請【伊】

C. 環境

- (1) 総論【EC、加盟国】
(2) 欧州における新たな化学品規制：「REACH規則案 (Proposal for a Regulation for Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)」【EC、加盟国】
(3) 「廃電気・電子機器指令(WEEE)」及び「特定有害物質使用禁止指

- 令（R o H S）」【E C、加盟国】
- (4) 廃電池指令【E C、加盟国】
 - (5) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令案（E u P）【E C、加盟国】
 - (6) 温暖化ガス規制案【E C、加盟国】

D. ビジネス環境の基盤的整備事項

D 1. 滞在労働許可

- (1) 総論：滞在労働許可手続きの改善【加盟国、E C】
(滞在労働許可取得に関する各国別要望)
- (2) イタリアにおける労働査証【伊】
- (3) スペインにおける査証【★、西】
- (4) フランスにおける労働許可証【仏】
- (5) ギリシャにおける滞在労働許可証【ギリシャ】
- (6) ドイツにおける労働許可証【独】
- (7) ポルトガルにおける就労査証【ポルトガル】
- (8) アイルランドにおける労働許可取得免除制度【アイルランド】
- (9) オーストリアにおける滞在労働許可証【オーストリア】
- (10) チェコにおける滞在労働許可証【チェコ】
- (11) ハンガリーにおける滞在労働許可証【ハンガリー】
- (12) ベルギーにおける滞在労働許可証【ベルギー】
- (13) ポーランドにおける滞在許可証【★、ポーランド】
- (14) フィンランドにおける運用の徹底【★、フィンランド】
- (15) オランダにおける滞在許可証【蘭】
- (16) デンマークにおける就学査証【デンマーク】
- (17) 英国における就学査証【英】
- (18) 経済移民の取扱いについてのEUアプローチに関するグリーンペーパー【E C、加盟国】

D 2. 運転免許証

- (1) 総論【E C】
- (2) チェコにおける運転免許証切り替え【★、チェコ】
- (3) ギリシャにおける運転免許証切り替え【ギリシャ】
- (4) スロバキアにおける運転免許【★、スロバキア】

D 3. その他（投資環境の整備）

- (1) 反動物実験過激派団体（ARE）対策【英、EC】

補論

- (1) 社会保険料の二重払い問題の解消

別添：税制

- (1) 総論：税制調和【EC、加盟国】
- (2) 合併指令（国境を越えたグッドウィル（営業権）移転への課税繰延）
【EC、加盟国】
- (3) 合併指令（株式の長期保有義務）【EC、加盟国】
- (4) 連結法人税課税基礎【EC】
- (5) 自動車関連税制【EC、加盟国】
- (6) イタリアにおける国際運輸業法人の税当局宛書類提出の免除【伊】

平成17年度日・EU規制改革対話
— 我が方の対EU提案書 —

平成17年11月

前文

1. はじめに

グローバル経済の安定と発展をリードしている日本とEUは、戦略的パートナーとしてその関係を一層発展させることで一致している。日・EU規制改革対話は、日・EU間の貿易・投資関係を強化し、日・EU経済関係を発展させるための双方向の対話の枠組みとして、1994年の開始以来12年目を迎えている。

本年5月の第14回日・EU定期首脳協議においては、本対話の枠組みが、在外自国民の生活及び労働環境改善のための現実的解決策を見出す等の具体的な成果を出し続けたと評価されている。1994年には、当時のEU12か国に約110,000人の日本人が住み、日本には約25,600人のEU出身者が住んでいた。現在、EU域内には154,000人以上の日本人が住み、日本には42,000人以上のEU出身者が住んでいる。その内、その12か国で比較すれば、現在は、それぞれ1.3倍と1.5倍に増加している。日・EU双方は、本対話を日・EU間の経済関係発展のための有効なツールとして、今後とも積極的に活用していくべきである。

2. 昨年度の我が方提案の評価と本年度の我が方提案

本年3月のブリュッセル会合に従来以上には積極的なEU加盟国政府関係者の出席が得られたことは評価される。本年度においても、加盟国権限事項について、加盟各国が更に積極的に本対話のプロセスに参加することを求めるとともに、欧州委員会が、加盟国への働きかけを更に継続することを期待する。

個別の日本側要望に関しても、いくつかの具体的な進展があったことを評価する。加盟国の免許に切り替えた際に提出する日本の運転免許証が、各国の日本大使館に基本的に返却されることになったことは特筆に値する。

他方で、日系企業から高い関心が表明されている日本の会計基準と国際会計基準との同等性評価問題、欧州における化学品規制（REACH）をはじめとして、本年度も継続的な議論を必要とする事項も多く、EU側の積極的な対応を期待する。

本年度も我が方提案書は、優先提案書と補足提案書に分けず、一つの提案書にまとめている。これら多くの要望の中で、どの要望について本会合等の場で議

論するかは、別途EU側と調整していきたい。

日本は、欧州委員会が企業の負担を軽減するEU法簡素化のため70弱の指令案の廃棄を最近決定し、発効済みの指令についても見直す方針であることに高い関心を持っている。日本としては、この措置が日系企業の対EU貿易・投資の促進に資する規制改革につながることを期待するものであり、本件に関する詳細な情報提供を得たい。

3. 本年度対話の取り進め方針

今後も、率直かつ実質的な対話が確保されるよう、本対話の効率的な運営に努めていく必要がある。しかしながら、我が方の累次督促にも拘わらず、昨年度の我が方提案書の全ての要望事項に対する回答を完了していないEU側の対応は、本協議における双方向性原則を逸脱するものであり、極めて遺憾である。具体的には、昨年度の対EU提案のうち、仏（労災・病欠認定制度の改善等）、ベルギー（解雇制度）、アイルランド（企業内転勤者への労働許可取得免除制度の再開）、デンマーク（就学査証有効期間の延長）、英国（就学査証での就労可能時間の拡大）、チェコ（滞在労働許可発給の迅速化・容易化・有効期間の長期化）などについては、今日に至るまでEU側から未回答のままである。EU側の対日提案についての姿勢と、日本からの提案についての姿勢の落差については、強い失望を禁じ得ない。

また、実務面においては、EU側からの回答の遅れは、対話のサイクルを乱している。即ち、我が方が本年度要望を取りまとめるに際して、昨年度の要望事項に進展があったか否かの判断を困難にし、対話のサイクルを確立して重複を回避しつつ、より効果的な内容とすることを困難にしている。従って、本年度の対話においては、提案書交換から回答までの運営方法を再検討することを建設的な観点から提案する。

A : 分野横断的事項

A 1. 商法・商慣行

(1) 国境を越えた損益通算

EC

EU域内の複数加盟国間の損益通算は、EU域内市場の強化の観点から重要視されていると承知しているが、EUで事業を行う第三国企業にとっても非常に重要である。昨年度のEU側回答によれば、複数加盟国間での損益通算を認める指令案の採択に向けた準備作業が近く終了し、欧州委員会と加盟国の間で技術的な議論が2005年中に開始されるものとの説明であった。

EUは「日・EU投資枠組み」においても、本指令案の早期採択に向けて努力する旨表明している。しかしながら、EUとしての政策が打ち出されないまま、マークス・アンド・スペンサー事件に関わる欧州司法裁判所（ECJ）の判決が近々下されると予想されている。ECJの判決に対し、加盟各国が異なる対応を実施すると、域内市場の整合性が損なわれる可能性がある。ECJの判決を反映した一貫したEUの政策を実現するため、欧州委員会の強いイニシアティブを期待する。日本政府は引き続きその進捗について情報提供を求めるとともに、早期採択に向けた議論が迅速に進められることを引き続き強く期待する。

(2) 国境を越えた合併に関する指令

EC、加盟国

「国境を越えた合併に関する指令」が、2005年9月に理事会において採択された。本指令は、国内法の相違による困難を克服し、有限責任会社の国境を越えた合併を容易にする内容となっている。日本政府は本指令の採択を歓迎すると共に、今後、EU加盟国において本指令に沿った国内法の制定が迅速に進められることを求める。

(3) 欧州非公開会社法

EC

EUでは2004年10月より「欧州会社法」が施行され、EU加盟国に子会社を作らなくとも域内の1か国での設立手続きのみでEU域内で業務を行うことを認める「欧州会社SE (Societas Europaea)」が設立できるようになった。しかしながら、日系企業は、欧州において、特に英国、ドイツ、オランダで非

公開会社を多用しているため、公開会社のみ限定されている合併、転換によるS E設立は公開会社に転換しない限り行えない。

欧州委員会が2003年5月に発表した「欧州における会社法制の現代化と企業統治の向上に向けたアクションプラン」の中で、欧州非公開会社法の導入について、実務的な必要性和問題点の調査を2005年末までに行った上で、2006年から2008年にかけて導入についての検討を行うとしている。この欧州非公開会社法は重要な制度であり、早期に導入されることを引き続き強く期待する。

(4) コンサルテーション制度 (パブリック・コメント)

EC、加盟国

EU加盟各国は独自のコンサルテーション制度を採用しているため、昨年度より各制度の内容の説明を要求しているが、回答がないために引き続き回答を要望する。また、域内広範囲で活動する企業にとって加盟国毎に異なる制度の遵守は大きな負担となり得るところ、EUレベルでの調和を提案する。更に、「日・EU投資枠組み」においても努力する旨を表明している規制の透明性向上の観点から、コンサルテーション制度が存在しない加盟国は早期に導入することを提案する。

(5) EU原産地表示

EC

欧州委員会は、2004年7月に「EU原産表示計画」に関する関係国・産業界等との協議結果についての報告書を公表した。同報告書によると、EU産品に「EU製」という表示を義務付ける案には、関係国・産業界等からの支持が少なく、義務化は見送られているため、現状、EUレベルでの統一ルールは存在していないものと承知している。しかし、EU域内を広範囲に活動する企業にとって、EU加盟国毎に異なる原産地表示制度の遵守は大きな負担となるため、EUレベルでの調和に向けて欧州委員会がイニシアティブを発揮するよう提案する。

A 2. 規格・規準認証

(1) 火災報知設備機器の基準統一

★、EC、加盟国

火災報知設備機器の製造及び販売活動を行うにあたっては、各設備機器（煙・熱センサー、ベル・サイレン、排煙・防煙等の制御を行う制御・監視盤）の安全性や技術的能力の基準を定めた欧州統一規格（EN Standard）が定められている。しかしながら、各国の消防行政においては欧州統一規格と異なる各国毎の規格が用いられており、これらを取得しない限り営業活動ができないのが実情である（特に、ドイツ、フランス及びEU新規加盟国）。一部の国においては、欧州統一規格は機能を果たしていないため、各国が欧州規格を遵守するよう求める。

(2) EU市場における工作機械の検査体制（CEマーク）

EC、加盟国

複数のEU加盟国では、機械安全指令の導入（1989/392/EEC）以後にCEマークを貼付していない工作機械が市場に流通している旨報告されている。現在のところ、このような違法な機械を取り締まるための、EU全域で統一された措置は存在しておらず、いくつかの加盟国においては、関係当局が毎年調査を実施し、CEマークのない機械に対し販売禁止や回収措置をとっているものの、十分な調査が行われていない加盟国も多い。

日本は、EU域内における安全水準の向上に対する観点から、CEマーク制度を遵守している日本及びその他諸外国の企業による努力を無駄にしないためにも、欧州委員会に対し、EU域内におけるCEマークの調査及び取り締まり措置を統一するための法令（規則、指令）を策定するよう2002年度及び2004年度にも求めている。本件に関する2004年度の回答で、EU側はADCOというワーキング・グループが設立され、欧州委員会が技術的調和に関する「New Approach」の見直しの中で提案を準備している旨述べており、この点は評価したい。今後もADCOが適切な措置を講じるとともに、欧州委員会が適切な提案を行うことを求める。

(3) イタリアのテレビ輸入における追加的規制

EC、イタリア

イタリアにおいては、Ministerial Decree 26/03/1992により、EU域外で生産されたテレビを輸入する際には、EU域内で既に流通しているものも含め、CEマークとは別に規格認証を得ることが義務づけられているが、右規格認証を得る

ためには回路図の製品への同梱等が必要とされている。また、右規格認証を得るための手続に最長で3か月かかっている。テレビ受像器等といった製品に対する技術要件は、EU指令73/23/EEC及びEU指令89/336/EECで定められており、当該要件を満たしていれば域内市場において自由に流通が認められる上で十分と思われるところ、イタリア政府に対して、追加的規制の撤廃を求める。2004年度のEU側からの書面回答では、Ministerial DecreeがEUルールと整合的である旨述べているが、我が方が求めているのは追加的規制の撤廃であることを強調したい。

(4) 電源や電話回線等のプラグやソケットの形状に関する規格

EC

EU域内における電源や電話回線等のプラグやソケットの形状が国によって異なっており、コストの増加につながっているところ、規格の統一について検討することを求める。2004年度のEU側からの書面回答では、ユーロプラグがあれば大抵の問題は解決される旨述べているが、いずれにしてもユーロプラグの購入コストがかかるところ、コスト削減には規格の統一がより適当であると考える。

A 3. 貿易・関税

(1) デジタル・ビデオ・カメラ（カムコーダ）の関税分類及び遡及課税

EC

日本政府は、累次にわたり本件問題の改善をEU側に要望しているが、未だ解決に至っておらず、極めて遺憾である。EU側は、本件関税率はGATT及びWTO交渉の結果決定されたものであること、またWTO交渉等で我が方関心製品の関税削減を提案している旨回答しているが、日本の要望は関税率ではなく、EU域内で適用される品目表に係る関税分類に関する問題であることを改めて指摘したい。日本政府は昨年度に引き続き再度以下の通り求める。

EUの関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号が録画可能なビデオ・カメラと不可能なビデオ・カメラを区別しており、EU域内の細分により、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率が設定されている。

日系電子機器メーカーがEU向けに製造・輸出しているデジタル・ビデオ・カメラのうち、EUの関税分類に従って、外部機器からの録画（DV-IN）機能

が作動しないようにソフトウェアで制御しているモデルについては、関税率4.9%に該当する製品として輸入申告してきた。

2001年7月6日、内蔵するカメラ部からの信号だけでなくDV-INが「潜在的に可能である」モデルについても、関税率14%の関税分類に該当するビデオ・カメラであるということが、EU官報で公告された。

これに伴い、日系電子機器メーカーが製造するデジタル・ビデオ・カメラが、輸入通関時点においては、DV-INの機能（の無効）がソフトウェアの制御により確定され、併せてカタログ等を通じて消費者にもDV-IN機能がないモデルとして訴求されているにもかかわらず、関税率14%に該当するモデルと解釈される可能性が浮上し、実際に仏等一部の加盟国では、日系輸出メーカーの製品を輸入している現地子会社に対し、これまでの輸入申告は誤りであるとして、関税未納分を3年間遡って徴収すると指摘してきている。

仮に、日系電子機器メーカーの製品に関し、2001年7月のビデオ・カメラの関税分類の解釈変更によって関税分類を変更したことが正当な措置であるとするのであれば、その合理的な理由につき公式な説明を行うよう求めてきたが、未だ右説明はなされていない。また、仏等一部の加盟国が関税の遡及請求を行っている点についてもEC側の見解を説明するよう求めてきたが、右説明もまたなされていない。日本政府はEU側が解決に向けて誠実に対応することを求める。

(2) EU域内生産商品及びEU域外生産商品の輸送に際する通関用書類の統一 オーストリア、EC

EU域内の日系企業の工場で生産された商品で、同社が中・東欧諸国向けに販売する為に、ウィーンの倉庫に保管している商品がある。他方、日本やアジア等EU域外の同社の工場で生産され、同社が中・東欧諸国向けに販売するためにドイツのハンブルグ港やオランダのロッテルダム港を経由し主に鉄道でウィーンに輸送し、そこで関税申告した輸入商品がある。同社はかかる2種類の商品をウィーンからポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア等EU域内向けにまとめて輸送する際に、ウィーンの税関に通関用書類を提出するが、EU域内で生産された商品の通関用書類とEU域外で生産された輸入商品の通関用書類の2種類を作成しなければならず、煩雑であるところ、1種類の通関用書類のみを提出すれば済むようにすることを求める。2004年度のEU側からの書面回答では具体的情報が不足しているため回答できないとのことなので、オーストリア政府に対し、具体的情報を伝達し、改めて回答を得られるよう求める。

(3) ポーランドの通関申請書について

ポーランド

ポーランドでは、通関の申請書に形式上の些細なミスがあれば、たとえ関連データ・商品に疑わしい点は一切なくとも受け付けてもらえない。関連データ・商品に疑わしい点がある時のみ受付が拒否されるべきであり、この点に関し従来から特に改善が見られない。2004年度のEU側からの書面回答では、詳細情報が欲しいとのことなので、二国間で協議することを求める。

(4) AV家電製品の関税

EC

WTO-I TA (情報技術協定) の枠組みの中で、IT関連製品については、EUにおいては関税が撤廃されているところであるが、他方、AV及び家電については、最高14%の関税率になっており、他の先進国(米: 0~4.9%、日本: 0%)と比較しても著しく高い関税率となっている。これにより、AV・家電製品の輸出が大きい域外国が不利となっており、AV・家電製品の価格競争力が弱められ、事業の利益性が損なわれることが懸念される。

また、最近では技術の進歩に伴い、AV機器や家電でも、ネットワークに接続できる製品が増えてきており、AV・家電とIT機器との境界がなくなりつつある。このことを踏まえ、日本はこれまでWTO・非農産品市場アクセス(NAMA)交渉において、デジタル家電についてはITA品目に付け加える提案、また、家電・AV製品については更なるマーケット・アクセスの向上を図るべく、ゼロゼロ(関税相互撤去)を提案してきた。更に、最近では電気電子分野に関する分野別関税撤廃について関係国と共同で提案を出したところである。

2004年度のEU側書面回答では、我が方の関心をテイクノートすることなので、しかるべき対応をし、今後の経過につき情報提供するよう求める。

(5) 陸揚げと通関手続き

★、EC

日本の企業がEU加盟国内の国に貨物の陸揚げを行い、通関手続きをする場合、輸入申告等の問題から、その国において登録されたその国に居住する者(企業)においてしか通関手続きをすることが出来ない。EU加盟国において日本企業の投資活動が円滑に出来るようにすることを求める。なお、オランダ・ベルギー・ルクセンブルクのベネルクス3国においては、貨物の陸揚げ・通関手続きの運用が柔軟になっており、3国内のうちの1国で登録されていれば他の2カ国において

陸揚げ・通関手続きを行うことができる。についてはEUの全ての加盟国内において、このような運用ができるようにすることを求める。

(6) 建設機器への課税

★、英

日本からEU域内の建設機械メーカーに対し、油圧機器を直接輸出した場合、建設機械向け製品として特例関税率0%が適用されている。他方、日系企業が同様の製品を自社の英国子会社を通じてEU域内の建設機械メーカーに対し輸出した場合には、課税される。当該製品の仕様は建設機械メーカー向け特有のものであるから、最終的には建設機械メーカー向けであることは明らかにも関わらず、建設機械メーカーへの直接取引か、子会社を通じた間接的な取引かの違いで関税率が異なるのは不合理と考える。子会社を通じた間接的な輸入に関しては、関税現場では“他にコンバートできる可能性有り”として建設機械向け製品以外に判定しており、実態の調査はしていない。関税率は製品の実態を基準に判定するべきであり、子会社を通じた取引であっても0%の特殊課税率を適用することを求める。

(7) チップ付きインクジェットプリンター用インクカートリッジの関税分類

★、EC

従来EUにおいては、インクジェットプリンター用のインクカートリッジを、コンピュータの出力装置の部分品及び付属品（HS 8473.30）として分類し、関税率を0%としていた。しかし昨年、ICチップ付きインクカートリッジについて、ヘッド（インクを取り込み押し出して紙に印字する部分）が付いていないことを理由に、インクの種類（HS 3215.90）に関税分類を変更し、関税率を0%から6.5%とした。

インクカートリッジに取り付けられたICチップは、カートリッジ内のインク残量を記録保持することによって、使用者の利便を図るとともに、プリンター本体にあるヘッドを保護する機能を有しており、単なるインクではない付加価値を持つものである。またプリンター本体がICチップの情報を認識して作用するものであり、ICチップ付きインクカートリッジはプリンター（出力装置）の付属品であることから我が国やアメリカなどEU以外の多くの国においてはICチップ付きインクカートリッジをHS 8473.30に分類、関税率を0%としている。

EUがICチップ付きインクカートリッジの関税分類を変更した理由について公式な説明を求めるとともに、関税分類変更の手続きの透明性確保と当該関税分

類変更の撤回を求める。

(8) 24時間体制の通関・税関申告制度

★、チェコ

英において税関は24時間開いており、独においても24時間開いているところが多いが、チェコ内では、現在、夜間及び休日の通関（日本からの輸入）・税関申告（ドイツへの輸出）を受け付けていないところが多い。日本のように時間外超過料金を支払えば受付可とするなど、通関・税関申告制度の24時間体制化を求める。

A 4. 情報・知的財産

(1) 共同体特許制度の早期成立

EC、加盟国

2003年3月の閣僚理事会において、EUの特許権に関し各国毎の特許権保護制度と並立する共同体特許制度の創設に向けた政治合意がなされた。2003年度及び2004年度のEU側回答では、EC内及びバイレベルで集中的な協議が進行中との説明を受けているが、未だ規則案の採択には至っていない。EUは、「日・EU投資枠組み」において、共同体特許制度の可及的速やかな実施に取り組む旨表明しているところ、共同体特許制度の早期実現を引き続き求める。特に、2004年度EU側回答では、2005年も引き続き協議が行われる予定とあるところ、EU内及びバイレベルでの協議の進捗状況につき説明を求める。

(2) 自動車用補修部品の意匠保護の廃止反対

EC

(イ) 現在、EU内において、自動車補修部品の意匠を保護しないとするEU指令(98/71)改正案に関する協議が進行中と理解するところ、現況及び今後の見通しに関する詳細な情報提供を求める。

本件に関し、日本は、昨年度要望で述べたとおり、(a)完成車メーカーの補修部品の開発にかかる投資回収の必要性、(b)非純正部品（多くは中国製）は純正部品と異なり安全検査義務がないことから安全上の懸念があるとの二点を理由として、補修部品だけを取り出して意匠の保護を否定することに合理的根拠はなく、本改正に反対するとの立場を示

してきた。

- (ロ) これに対し、EU側は、昨年度回答で、純正、非純正のいずれの補修部品を選択するかは最終的には消費者の判断であり、完成車の意匠の使用権を排他的に認めるだけで足り、また、安全性についても、意匠権の問題と切り離して議論すべきとの説明を行っている。
- (ハ) しかしながら、第一に車種の多様化・差別化が進んでいる現状では、補修部品の開発主体は完成車メーカーであることが多いことから、何らかの形で意匠の開発に関する投資の回収が保証されるべきである。
また、安全性の問題については、補修品の安全性に対する十分な考慮が払われずに自由競争が進行する結果、消費者の利益が損なわれる危険を指摘したい。この点、EU側も昨年度回答において、非純正部品についても純正部品と同程度の安全性を提供する必要があるとし、我が方の主張に理解を示した点は評価したい。この関連で、本件改正案が安全性に及ぼす影響につき調査を進めていると説明しているところ、右調査の現状につき詳細な説明を求める。

(3) チェコにおける商業登記簿上の個人情報の保護

チェコ

- (イ) 我が方は昨年度提案において、チェコの商業登記簿上では、代表者の個人名や自宅住所が明記されており、インターネットで誰でも匿名でアクセスすることが可能なため、個人情報の保護、安全の観点から問題であるので、例えば閲覧者の身分の記録が残るような閲覧制度を導入する等、その改善を求めてきた。
- (ロ) これに対し、EU側は、関連法規の改正は現在のところ予見されていないと回答するのみで、我が方の懸念に十分答える内容の説明を提供していない。本件問題は未だ解決にいないため、チェコ政府に対し、引き続き改善を求める。

A 5. 労働・雇用

(1) 総論

EC、加盟国

EU側が、労働・社会分野における既存のEU法令は最低限の要請を規定しているに過ぎず、日本から要望されている多くの事項はEU加盟各国の排他的権限である旨2005年7月付対日書面回答にて述べていること、また、雇用

分野は、加盟各国固有の労使慣行や労働法制の歴史的経緯があり、センシティブな側面を持つものであることは留意している。

しかし、加盟国に進出している本邦企業より、欧州における労働・雇用の制度及び慣行は、解雇、勤務時間、給与等の面で、困難を生じる場合が多く、企業の進出・活動にあたり障害となり得る旨の指摘が多くなされている。また、同様の指摘が、その他の域外国のみならず、加盟国の企業からもなされていると聞いている。これらEU域外企業の声に耳を傾け、問題の是正に取り組むことが、日本からの対EU投資を促進するにとどまらず、EUにおける雇用の創出、経済活性化及び競争力の強化につながるものと確信する。については、欧州雇用戦略（EES）の達成のための取組において引き続き欧州側がビジネス環境の改善の観点から、EUレベル及び加盟国レベルの両方で労働市場の改善に取り組むことを要望する。

また、特に労働・雇用分野においては、長期間に亘ってEU側からの回答を得られていない事項が多数あり、EU側に改善を要望する。

各論（加盟国個別事項）

（2）イタリア

★、イタリア、EC

臨時雇用に係る規制の撤廃

総雇用者数に占める臨時雇用労働者（Temporary worker）の割合が無期限雇用労働者（Permanent worker）の一定割合以下に制限されているが、特に部品製造業のような業種の企業においては、顧客である組み立て加工企業の発注の変動に対応して生産量を調整する必要があり、本規制のために雇用を弾力的に調整できないことから労働コストの上昇をもたらし、輸入部品に比べて競争力を失わせる要因となっている。本規制は、日本の製造業関係企業が、イタリアへの投資を検討する際の障害となっており、撤廃を要望する。

（3）スペイン

スペイン、EC

（イ）期限付雇用契約制度と解雇補償金制度の改正

2003年6月のEU（スペイン）側回答によると、期限付雇用契約については、法令上4タイプの種類があり、企業が市場動向に対応できるように十分に柔軟性を有したものであるとのことであるが、実際上は原則6か月（最大12か月）という期限が存在しており、企業は期限付き契約によって企業活動に

応じた必要な期間の契約により労働者を採用することは困難となっている実情がある。ついては企業が必要な期間を自由に決定する期限付き契約が可能となるよう、制度改正を引き続き要望する。

また、2005年10月のEU（スペイン）回答によれば、解雇補償金については、雇用契約が関連制度改革の前に結ばれた労働者に対して異なる算定基準が適用されることは正当であるとのことであるが、高齢社員の解雇の際には高額を支払いを余儀なくされる等、多くの場合企業が高額な解雇補償金を支払う必要が依然として続いている。

ついては、新制度により引き下げられた解雇補償金の適用対象者の拡大を要望し、あわせて解雇補償金の一層の引き下げを引き続き要望する。これらは、無期限雇用契約の促進にも不可欠と考える。

（ロ）年間超過勤務時間の弾力化

残業・休日に関する規制緩和と要求に関し、過去のEU（スペイン）側の説明によれば、年間超過勤務時間80時間は絶対的なものではなく、フレキシブルな運用が可能である旨述べるところがあった。しかし、いずれにせよ年間超過勤務時間の総枠80時間は固定されており、これを超える場合には必ず労働者に休暇を与える必要が生じるとの実情があるため、このような規制が存在し続けると、企業として大幅な増産、販売の拡大に機敏に対応することは困難である。企業によってはその柔軟な生産対応を維持するため雇用・解雇を繰り返し、非効率的な経営を強いられているケースもある。この規制によりスペインの生産立地国としての魅力も失いかねないことを懸念している。

ついては、年間超過勤務時間の総枠80時間の引き上げを可能とするような弾力規定を新規に設けることを引き続き要望する。

（４）ベルギー

ベルギー、EC

2003年3月付の補足要望書で取り上げた以下（イ）～（ホ）については回答を得られていないので、EU（ベルギー）側に状況の改善を要望する。

（イ）解雇制度

（a）解雇にあたっては、予告期間を設けることで契約を解除でき、予告期間は法律に基づき職種、勤続年数、年収により28日～3か月以上の解雇予告期間

が必要とされている。ところが実際には、クレイスフォーミュラという至近の判例に基づいて作成される計算式により勤続年数、年収に応じて、場合によっては1年を超える予告期間もしくはその期間の賃金相当の解雇金支払いが必要となっている。これまでベルギーより回答が得られていないところ、引き続き法律でない判例に基づく計算式による予告期間決定が優先することの問題点を指摘するとともに、予告期間の上限を半年とすることを要望する。

(b) 従業員代表保護規定

従業員代表選挙の候補者は、当選者のみならず、代理要員、落選した候補者を含め、次回4年後の選挙まで、勤務成績が不良でも解雇できない。2002年4月のEU（ベルギー）側の説明によれば、本件制度は労働組合員及び労働組合員選挙立候補者への企業によるプレッシャーから保護することを目的としており、また法に従い、緊急の理由等により特定の状況下においては、保護対象職員の解雇手続きが始められることを確保しており、解雇できないということを意味していないとのことであった。しかし、これら保護対象職員の解雇にあたっては高額な補償を支払わざるを得ず、事実上難しくなっており、また、保身のために立候補するケースも散見されるとのことである。したがって、代理要員及び落選した候補者は、一般従業員と同じ扱いとするよう保護規定を改善することを引き続き要望する。

(ロ) 雇用制度

ベルギーの雇用制度は無期限契約を基本とし、特別な場合は2年を上限とする期限付き契約を締結できる（プロジェクトや催し物の臨時職員等、正当な理由がある場合）と承知している。しかし、期限付き契約の更新が1～2回繰り返された後は無期限契約に移行することになっているため、中長期的な期限で社員を雇用することが困難となっている。ついては、企業が必要な期間を自由に決定できるような期限付き契約が可能となるように制度の改善を要望する。

(ハ) 給与制度

ベルギーにおいては、法律により個々の従業員の給与を引き下げることができない給与制度が義務づけられており、また賃上げ率の上限が決められているものの、毎年政府から、全従業員に対する定率の最低賃上げが義務づけられている。

2000年4月のEU（ベルギー）側の本件に関する説明は不十分であり、

個人レベルの賃金決定を個々の企業の意思決定に委ねられるよう引き続き要望する。

(二) 労働時間制度

現在、ベルギーにおいては、週労働時間が38時間を超過することが法的に制限されており、また超過時間に見合う代休を消化させる義務があるため、業務量の変動を残業で吸収することが出来ず、雇用で調整せざるを得ない。しかし、雇用を増やすと業務量減少時に余剰人員を抱え込むことになる。週労働時間に関する制限が、業務量の変動に対する迅速な対応の障害となっているため、週労働時間の拡大を要望する。

(ホ) 労働組合関係法令

法定の労使協議会により経営者側は、財務、事業業績等に関する情報提供を月例、四半期、年次で義務づけられている。年次報告については、原価計算方法、市場での位置づけ、リサーチ活動の内容といった項目まで、多数規定されており、日本側企業にとって負担が大きい。これまで白から回答が得られていないところ、決算情報、労働条件、従業員の雇用に影響する重要な組織変更のみに提供義務づけ項目を簡素化するとともに、会合頻度も各社の裁量に委ねられることを引き続き要望する。

(へ) ★病気休暇認定制度の改善

病名記載のない医師の証明書のみで病気休暇を取得できる現在の制度では、申請者がどれくらいの期間病気休暇を必要としているのかについて判断がつかず、病気休暇取得者の補充計画の作成をはじめとした企業の業務管理に大きな障害となっている。プライバシー保護の関連から、現行制度の趣旨は理解できるものの、企業に守秘義務を課して直属の上司や人事担当者だけに病気について報告するといったような制度の改善を希望する。

(5) オランダ

オランダ、EC

解雇補償金・病欠認定制度

2005年10月のEU（蘭）側からの回答に対し、日系企業から依然として次の問題が指摘されているところ、引き続き要望したい。

経営環境の変化に伴いリストラを実行する場合、多額の補償金支払いが求め

られており、企業経営そのものが立ち行かなくなる可能性がある。蘭政府が本件に介入できる範囲が限られていることは理解するも、解雇補償金支払いの軽減に係る蘭政府の一層の取組を要望する。また、病気休暇の取得に際し、アルボの医者（corporate doctor）やUBW（政府機関）の判断基準が曖昧であり、病気が就労に与える影響を確認できないケースがあるところ、引き続き病欠認定制度の改善を要望する。

（6）ドイツ

ドイツ

2003年3月付の補足要望で取り上げた、（イ）日曜・祭日就労の規制緩和及び（ロ）解雇保護制度の緩和の2点については、在独日本国大使館と独関係行政機関との協議に向け、今後関係者間で事態が進展することを期待する。

（7）フランス

フランス、EC

労災・病欠認定制度の改善

一部の医師による安易な認定による労災及び病欠の濫用が本邦企業の活動に悪影響を及ぼしているが、現在、仏政府も医療保険改革の一環として本件に対する対策を協議中であると承知しているところ、労災及び病欠認定制度の改善がもたらされることを要望する。

（8）スウェーデン

スウェーデン、EC

2003年3月付の補足要望書で取り上げた次の要望については回答を得られていないので、EU（スウェーデン）側に状況の改善を要望する。

解雇時のラストイン・ファーストアウト（Last-in, First-out）ルール

スウェーデンに進出している日系企業は、中小規模の企業が多いため、雇用できる従業員数に制限がある。他方、近年のITなど先進技術の進展に対応するために、これら企業は、新たな技術を身につけた有能な人材を必要としているが、スウェーデンの法律で定められたラストイン・ファーストアウト・ルール（企業の人員削減に当たり、当該企業における職歴の長い従業員の方が、職歴の短い従業員よりもその職籍が保護されるルール。即ち、従業員を解雇するには、職歴の短い従業員から解雇していかなければならないとするルールのこと）により、新たな技術に対応できない人材の解雇が難しく、かつ従業員数全体を大きく増やせ

ない事情にもより、有能な人材の確保ができない状況にある。このように、有能な人材の不足は企業活動の拡大にも支障が生じるため、日系企業の進出及び企業活動の拡大を妨げる一因となっており、本件ルールを早期に緩和することを要望する。

なお、第23回日・スウェーデン貿易経済協議及び追加説明文書により、当該ルールの例外措置として、（イ）専門性にに基づき職能区分を設け適用する場合があること、及び、（ロ）一定雇用数以下の中小企業に対する適用除外があるとの回答を得ているが、日系企業の雇用規模では（ロ）の適用除外措置を利用できない場合も多く、また、（イ）、（ロ）とも自由な企業活動への障害に対する本質的な解決となっていないことから、引き続き要望する。

（9）チェコ

チェコ、EC

病欠率の改善

チェコ労働・社会福祉省の報告によると、2002年の労働者平均欠勤期間は約31日で、この数字は中東欧も含め欧州諸国の中でも極めて高い。昨年、病欠率低減のための法案が施行されることとなり、政府の取組を評価しているが、病欠率そのものの改善のためには不十分との意見もある。病欠率の問題は、国による補償のあり方という制度面での問題のほか、医療制度の問題、制度の悪用という問題など、複合的な問題であり、政府全体としてその低減に取り組むことが重要である。従って、政府として本件を確実にフォローし、不十分な場合は更なる改善への取組をすべきであり、政府による取組なしでは、高い病欠率が今後のチェコへの企業進出にも悪影響をもたらす恐れがあることを指摘したい。

2005年10月のEU（チェコ）回答によれば、議会で審議中の病欠休業補償に関する法律の修正により、病欠開始から一定日数の病欠休業補償については、雇用企業より直接労働者に支払わなければならないとのことだが、右変更がどのように病欠率の改善につながるか不明である。

★職務明記型雇用契約の緩和

チェコでは、職務明記型雇用契約が一般的だが、被雇用者の適性が入社後に判明することも多く、また、体系的業務研修（OJT）の観点から職務を変更する場合もあるところ、現状では、こうした職務変更の度に関係の職務明記型雇用契約を再締結しなければならず円滑な企業活動の障害になっている。人材の適正活用及び育成の観点から、現状の制度がある程度職務分野の幅をもった

雇用契約に緩和されることを希望する。

B : 業種別規制

B 1. 法律サービス

(1) 総論

加盟国、EC

日本が、法律サービスに関し、これまでのEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正や司法制度改革推進本部の設置等の措置をとってきたように、EU側においても、日本の弁護士の特許における活動に関する我が方の要望に対し十分な改善を行うよう引き続き要求する。

(2) フランスにおける外国法律コンサルタント

フランス、EC

本年3月の日・EU規制改革対話ブリュッセル会合において、我が方は外国弁護士がフランスにおいて特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事できる制度の整備を要求したのに対し、フランス側から外国法律コンサルタント（FLC : Foreign Legal Consultant）制度の早期導入に向けて努力している旨表明されたことについては評価するも未だ導入されたとの情報には接していない。フランスにおいて、日本の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事できる制度を設けることを引き続き要求する。

(3) ドイツにおける外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容

ドイツ、EC

本年3月の日・EU規制改革対話ブリュッセル会合において、我が方は、ドイツはEU域内の弁護士についてはすべての法律の取扱いを認めているものの、日本を含むEU域外の弁護士については、いわゆる第三国法に関する法律事務の取扱いを認めていないため本件改善を要求したが、昨年引き続き本年も、ドイツ側の出席は得られなかった。その後、本年5月12日、二国間協議が開催され、その中で、今後はできる限り日・EU規制改革対話の枠組みの中で本件を扱っていきたい旨の考え方がドイツ側から示されたことは評価する。他方、本年8月の書面回答では本件はGATS交渉の案件であるとの従来の内容と変わっていないが、GATSにおいて約束するか否かと、国内法上右を改善するか否かは別個の問題であると理解しているところ、本年度も引き続き本件の改善を要求する。

B 2. 電気通信

(1) バックホール回線のアンバンドル化

EC、加盟国

- (イ) 我が方は昨年度要望の際において、EU側の情報通信分野に関する第9次実施報告書のデータに基づき、ブロードバンドサービスの普及に関し、EUにおけるローカルループアンバンドリングの遅延を指摘した。これに対しEU側は昨年度回答において、第10次実施報告書に従えば、2004年7月までの1年間において、アンバンドルされたローカルループの回線数が増加し、加えて、料金の低下が見られると回答しているところ、我が方はEU側の取り組みを歓迎したい。
- (ロ) しかしながら、我が国においてシェアドアクセスの料金が月額約0.86ユーロ（2005年10月末現在）であるのに比べて、EUにおいては平均3.1ユーロ（EU15カ国平均）である現状に鑑みれば、EUにおいてブロードバンドの普及のための環境が満足な水準であるとは依然として言い難い。
- (ハ) 我が国においてブロードバンドサービスが普及した背景として、支配的事業者に対し、電気通信事業法により、加入者回線のみならずバックホール網についても指定電気通信設備としてアンバンドルを義務づけたことが、大きな要因の1つと考えられる。
- (ニ) よって、EU側は、現状に満足することなくこれを更に改善する観点から、ブロードバンドの普及の進展をさらに加速させるために、経済的ボトルネックに対する平等なアクセスを確保する方策を推し進めるべきである。特に支配的事業者に対しては、日本の例に倣い、加入者回線のみならず、バックホール回線についてもアンバンドルされたアクセスを確保するよう、電気通信規制枠組みにおいて義務づけることを求める。

(2) 政府による競争中立性の確保

加盟国、EC

- (イ) 我が方は昨年度提案において、EU加盟国政府による競争中立性の確保につき改善を求めた。これに対しEU側は昨年度回答において、EUの新たな規制枠組みにおいては規制当局の独立性が重要原則の一つと位置づけられており、加盟国の規制当局は法的・機能的に電気通信ネットワークを提供する全ての機関から独立であるべきとの規定があることから、競争中立性の確保においてセーフガード措置が存在すると説明して

いる。

- (ロ) しかしながら、我が方が昨年度提案において指摘したとおり、いくつかのEU加盟国においては、政府職員が通信事業者の役員・監査役等に就任することにより、政府が電気通信事業者の経営に直接関与することが行われている。特にEU指令の国内法制化等を担当する省庁の職員が、規制の対象となる事業者の役員を兼ねる場合などは、潜在的に非競争的な行為が行われるリスクが存在すると考えられる。
- (ハ) 日本政府は、欧州委員会が加盟国に対して現職の政府職員が電気通信事業者の役員・監査役を兼ねることを禁止することをはじめとして、市場における競争に関する政府の中立性を確保することを引き続き要望する。

B 3. 金融サービス

(1) 総論

加盟国、EC

EU域内のある加盟国で認められた活動、商品、ライセンス等が、他の加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がない、若しくは報告のみで許可を要しない制度を導入することは、域外国から見て魅力ある単一市場の観点から有効であるので、引き続き右制度の導入を提案する。また、監督当局に対する届出書類等について、加盟国において、日本人を含む外国人への配慮として複数言語で記述されたフォームを準備することは、EU域内のビジネス環境を整備する上で即効性のある処方箋であるので、早急な対応を求める。

また、加盟国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の効率の観点から改善の余地があると思われるので、届出内容、様式の調和を要望する。「金融サービス行動計画」の下、金融取引や決済にかかる加盟国の規制や制度の統一が目指されているところであるが、金融サービス市場の統合に向けた継続的な努力を期待する。

(2) 国際会計基準 (IAS)

EC

欧州委員会は、目論見書指令及び透明性指令の下、域内で証券公募又は上場を既に行っている、もしくは今後行うEU域外企業に対し2007年1月より国際会計基準 (IAS) 又はこれと同等の会計基準に従った財務諸表等の作成を義務付けることとしている。これに関連して、欧州委員会は、日本・米国・カナダの各会計基準のIASとの同等性評価を2006年初めまでに行うこととし

ている。本件は、1990年代後半からの「会計ビッグバン」を通じて急速に整備され、IAS等と整合的なものとなっている日本の会計基準の国際的信頼性や、EU域内で資金を調達する日系企業（約210社）の今後の資本市場へのアクセスの可能性に関わる極めて重要な問題である。

会計基準の同等性評価の一環として、本年7月5日に公表されたCESRの技術的助言では、当該3か国の各会計基準について、全体としてIASと同等としつつ、補完措置の必要性を指摘した。日本政府は、日本の会計基準がIASと比較して、全体として同等とするCESRのコメントを評価するが、提案された補完措置により生ずるコストと便益のバランス、市場参加者への経済的な影響について重大な懸念を抱いている。日系企業がIASに準拠した財務諸表を作成する為に負担する追加的コストが、EUの投資家が享受する便益を上回る場合、そのコストは最終的にEUの投資家に転嫁されることとなるであろう。更に、現在、多くの日系企業がEU市場からの撤退の意向を表明しているが、これが現実となった場合、EUの投資家の投資機会の減少、EU市場の効率性の低下を招くこととなる。

日本政府は、EU市場のグローバルかつ開放的な性格が引き続き維持されるよう、欧州委員会が日本の会計基準の同等性を認める必要があると認識している。また、会計基準の統合がEU市場やEUの投資家に負の効果をもたらさないよう、日本の会計基準が補完措置を要する項目の数を減らし、数値調整を説明的な開示（narrative disclosure）に代えるべきであると考えている。

また、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクト本年3月より開始し、両会計基準間の差異の縮小に取り組んできている。日本政府は、会計基準のコンバージェンスが市場の力に基づき実現されることが最善であると認識しており、会計基準が全般的に同等であると認められる限り、日本の会計基準を含む会計基準は、欧州市場から排除されるのではなく、当該市場で競争することが許容されるべきであると考えている。

したがって、日本政府は、この問題を極めて重要であると考えており、欧州委員会に対し、2006年初めまでに行われる同等性評価の最終決定において、グローバルな市場の中でのEU市場の位置付けという観点からも真剣に検討し、その結果、日本の会計基準の同等性を認め、補完措置を縮減することを強く求める。

（3）フランスにおけるクレジット・カード業務への新規参入

EC、フランス

フランスでは、フランス法に基づいて設立された“Groupement des Cartes

Bancaires (GCB)”がCBカード決済制度を運営し、カード処理端末の仕様を決めている。GCBは一部の国際クレジット・カード会社を除き、その他クレジット・カード会社の新規参入を妨げている。日本を含めた殆どの国において、カード決済制度は、全てのカード会社が利用できるものであり、参入障壁とはならない。日本政府は、欧州委員会が2004年7月に本件に関して異議申立書を発出しているものと承知しており、結論は下されていないとのことである。したがって、日本政府は、本件に関する欧州委員会並びに仏政府の見解を引き続き求めるとともに、CBカード決済制度が、全ての新規参入者に対して開放されることを引き続き求める。

(4) ポーランドにおける居住者間の外貨決済規制

ポーランド

ポーランドでは、商取引上ユーロ建ての決済が増えているが、自国通貨での決済が義務付けられており、ユーロ（又は他国通貨）による居住者間決済ができない。昨年度の回答では、本規制には幾つかの例外があるとのことであるが、幾つかのEU新規加盟国では、既に外貨決済規制を撤廃し、ユーロや他国通貨での居住者間決済を可能としていることから、ポーランドにおいても規制緩和が実施されるよう引き続き求める。

B 4. 放送サービス

(1) コンテンツの国際交流の充実（クォータ制に係る規制の緩和）

EC、加盟国（フランス）

(イ) 本件要望の経緯

「国境無きテレビ指令（“Television without Frontiers” Directives）」（89/552/EEC、97/36/ECにより改正）において、番組編成において欧州製番組比率について50%以上を確保すること（クォータ制）が求められている。しかしながら、このような規制の存在は、テレビ番組を通じた良質な文化交流を阻害する要因となることが懸念される。実際、これまでも、2003年に、仏において「マンガチャンネル」（日本のアニメ専用チャンネル）が本件規制を背景とする仏国内法に違反したとして、70,000ユーロの違反金支払いを命じられており、日本の良質なコンテンツの流通に影響を与えている。

更に、現在、欧州委員会で進められている指令の見直しの中で、現行のク

オータ制を維持するとともに、VOD (Video on Demand) サービス等の「非リニア視聴覚サービス」も規制の対象にすべきとの議論がなされている。

指令の見直しに関するパブリックコメントにおいて提出した意見の中で述べたとおり、日本は文化の多様性の重要性を十分認識しているが、これまで域外の文化との交流によりヨーロッパの文化が豊かな創造的発展を遂げてきたという経緯にも鑑み、文化の多様性はクォータ制ではなく、域外文化との活発な交流により実現されるべきものとする。

(ロ) 要望事項

(a) 放送番組に対するクォータ制に係る規制の緩和 (対 E C)

現在、EU加盟国によってはチャンネル毎にクォータが適用されており、欧州域外の番組を専門に放送するチャンネルが実質認められていない。現行のクォータ制に必ずしも賛同するわけではないが、衛星放送やCATVによる専門番組を中心とした多チャンネル放送においては、視聴者による選択の幅が十分に確保されていることから、これらの形態による放送については、欧州製放送番組比率に係る規制を緩和する等の改善を求める。

(b) 域外国制作会社と域内制作会社との共同制作の定義の柔軟化 (対 E C)

(i) 昨年度の要望に対しては、加盟国に在住する author および worker が主として加わって作成されている作品は、全体が欧州製番組とみなされない場合であっても、総制作費に対する共同体の共同制作者の出資割合に該当する範囲までは欧州製番組とみなされる、との回答がされている。

(ii) しかしながら、そのような場合であっても、出資割合に応じて実際どのように取り扱われるかが不明確であり、出資の結果を予見することが困難であることから、日・EU間の番組共同制作の大きな障害になっていると考える。少なくとも、EU域外の制作者とEUの制作者が対等の立場で共同制作をする場合には、欧州製作品と見なす等、共同制作の定義の柔軟化につき検討するよう求める。

(c) 各国におけるクォータ規制の指令レベルへの低減 (対 E C 及び加盟国)

本件指令では欧州製番組の比率は50%以上と規定されているが、フランス等一部の加盟国ではそれを上回る欧州番組比率規制が課されており、昨年度の要望に対しては、指令上の義務以上の規制を課すことは加盟国の自由であるとの回答がされている。

現行のクォータ制に必ずしも賛同するわけではないが、域外文化との交流の機会を出来る限り確保する観点から、指令上の義務 (欧州製番組

比率50%以上)は最大限のものと取り扱うべき。

(d) 「非リニア視聴覚サービス」へのクォータ制等の導入について (対EC)

現在行われている指令見直しの中で、VODサービス等の「非リニア視聴覚サービス」に対してもクォータ制を適用すべきとの議論がある。しかしながら、特にこれらのサービスでは視聴者による選択の幅が十分に確保されていること、サービス自体が揺籃期にあることから、そのような規制は差し控えるべきである。

また、管轄国を決定するにあたって、「非リニア視聴覚サービス」の提供主体に対し、加盟国を選択して登録させるスキームも検討されているとのことであるが、インターネット上の各種コンテンツは基本的に世界中からアクセス可能で、それがゆえに価値あるものである。登録制度はこうしたメリットを損ねるものであり、揺籃期にあるサービスの発展ひいては文化の交流にとって重大な障害となると考える。

B 5. 運輸・自動車

(1) 歩行者保護に関する国際基準調和

EC

歩行者保護基準については世界的に調和された法規の必要性がUN/ECE/WP29の98年グローバル協定に基づく世界統一基準(GTR: Global Technical Regulation)の2005年中の制定に向け、欧・米・日各政府が協力して作業を進めている。一方、EUは2004年度の書面回答において、歩行者保護指令案の見直しに際し、多くの提案を取り入れ、EUの本指令案が近いうちに合意される旨述べており、この点は評価する。日本としては、EUが歩行者保護指令案の見直しにあたり世界統一基準の審議を踏まえ、その成立に協力し、グローバルな歩行者事故被害の低減と同時に、基準調和によるユーザー、政府、産業界の利益を図るべく、引き続き尽力することを希望する。

(2) ドイツにおけるスラッジ1%ルール

ドイツ、EC

ドイツにおいては、船舶航行に際し発生するスラッジ(燃料油中に含まれる残さ物(ゴミ))が船舶の使用した燃料油量に占める割合は1%以上になるという前提に基づき、入港する外航船舶に対する立入検査において、右スラッジの燃料油量に占める割合が1%に満たない場合には、スラッジの船外排出の疑いがあるとして罰金を課すルールがある。

2001年5月のドイツ政府回答によれば、スラッジ1%ルールは、スラッジの船外排出を発見する最適な方法であり、また、同ルールは柔軟に運用されており、スラッジを燃料油量全体の1%未満にするような装置をつけている場合は適用除外となる旨の説明がなされているが、環境保全に配慮した本船設備、燃料油等の諸条件によっても、その発生率は異なるにもかかわらず、特別な装置をつけていない場合、スラッジが船舶の使用した燃料油量に占める割合の1%以上になるという基準を一律に適用すべきでない。

また、2002年9月および2005年10月のEU側回答の中では、欧州委員会は、本件を対象とするEU法制は存在せずドイツの国内法制下の問題であるが、ドイツ政府に対して日本の懸念を伝達し、情報の提供を依頼する旨回答しており、日本政府は欧州委員会の協力に感謝するが、2001年以降、ドイツ政府の回答は受け取っていない。

なお、2005年のEU側回答では、欧州委員会からドイツ当局への連絡にあたって、日系船社の運航船に搭載されている機器の種類に関して更なる情報提供が求められている。日系船社の運航船は、船上における燃料油処理のため、一般的に遠心分離装置(Centrifugal Separators)および逆洗式濾過器(Back-wash Filter)を搭載しており、これらによるスラッジ発生量は平均で1~1.5% (水分含む)と見られるが、水分蒸発後の最終的なスラッジは1%以下となるケースもある。

については、昨年度に引き続き、以下を求める。

- (イ) ドイツ政府に対し、
 - (a) 本件に関する見解。
 - (b) 同ルールの撤廃又は合理的ルールへの見直し。
 - (c) 撤廃等が実現するまでの間、ルールの適用除外となる装置等の基準の明確化。
- (ロ) 欧州委員会に対しては、日本政府及び事業者への情報提供等を行うよう引き続き独政府に働きかけること。

(3) 外航海運サービスに関するEU競争法の適用除外規則の見直し

EC

現在、EUにおいて見直しを検討している外航海運サービスに関するEU競争法の適用除外規則(4056/86)の見直しに関して、日本をはじめとする貿易相手

国との法制度の衝突が起きないように、制度改革の前に、日本とも十分な政策調整を行うことを求める。

B 6. 建設

(1) ベルギーにおける建設工事参入

ベルギー

ベルギーにおいてはEU域外企業が建設業登録を行うためには、EU域内に本社の機能（指示・管理）を有する現地法人を設立していることが必要となっている。

この際、未登録企業であれば、建設工事を受注するためには、税として15%、社会保障費として15%の合計30%を予納することが必要であり、競争上、不利が生じている。

また、未登録の建設業者と契約する発注者は、右建設業者（受注者）の一定の債務（受注者の税及び社会保障費債務）を保証しなければならないが（連帯責任）、これも過度な要求であると考えている。

日本の建設会社が登録を行うことは、本社の機能を担う現地法人を欧州に有しない多くの日本の建設会社にとっては困難であり、また、未登録の場合には上記の通り、受注に当たって不利な扱いを受けることから、昨年度要望した通り、このような制度の改善を引き続き求める。

また、本年3月のブリュセル会合の際にベルギー側から提出を約束した資料・データについては早急に提出して頂きたい。

(2) フランスにおける建設工事にかかる強制保険制度

フランス

(イ) フランスでは、建物の建設工事を行う場合に、その工事に関係した業者は、建物完成後10年間の保証責任を負うこととなっている（仏民法1792条）。この保証責任を確実なものとするため、仏保険法（L241条、A243条-1条補則I）は、強制保険について規定している。従来は、右建築物責任保険のみ強制加入となっていたが、賠償保険という保険の性質上、責任の所在を明確にするために極めて長い時間を要することから、建築主の保護が十分に達成できなかった。そのため、賠償の責任を問題としない建築物損害保険が、更に強制加入の対象となった。

(ロ) 建築主保護の必要性は十分理解するも、このように強制保険まで課す制度はフランス特有のものであるため、妥当な条件で右保険を提供できる

保険会社はフランス以外には極めて限定されている。また、フランスの保険会社に関しても、右保険料の算定においては、フランスにおける実績を考慮に入れるため、日本を含むフランス以外の諸国の建設会社の保険料は仏会社に比して高くなり、受注競争上、不利になっている。EU側の回答では、本件については民間企業のリスクマネジメントの問題としているが、フランス以外での活動実績が考慮されないことに関するEUの見解を問うとともに、本件については実質的に日系企業の参入障壁になっているため、昨年度要望した通り、是正が図られるよう引き続き求める。

B 7. 医療・医薬品

(1) 欧州治験指令の審査期間の遵守

★、EC、加盟国（特に英国、フランス、ドイツ、オランダ）

欧州治験指令では、治験申請に際しての規制当局の審査期間は、最長60日と決められている（遺伝子治療用又は体細胞治療用の医療用品、遺伝子組換え生物を含む医療用品の治験を除く）。国によっては資料のバリデーション（書類の有効性の審査）に、60日以上かかる場合もあるので、欧州治験指令の60日を遵守するよう加盟各国への周知徹底を求める。

(2) EU新規加盟国へのMDD（Medical Devices Directive）適合宣言の仕組みの周知

★、EC、ポーランド、その他新規加盟国

EU域内で流通させる医療機器については、その使用者及び患者の健康及び安全を保護すること等を目的に定められた医療機器指令（MDD）にもとづき適合性を確認する必要がある、MDD適合宣言書によりMDDの規準に適合していることが証明される。MDDに則した製品には、CEマークを添付することによりEU域内での自由流通が確保されている。

他方、2004年にEUに加盟した国の医療機関の中には、CEマークが付された製品のMDD適合宣言書の写しに対し、Notarized copy（公証）を要求する医療機関があり（例：ポーランドの医療機関で最近発生）、関係日系企業の業務に大きな支障をきたしている。

については、MDD未適用国でのMDDの国内法規制への早期導入を求めるとともに、移行期間が設けられた場合でも、域外企業の業務に支障をきたすような煩瑣な措置が求められることのないよう対応を求める。

(3) 「特定有害物質使用禁止指令（R〇HS）」の医療機器に対する適用に係る情報提供と意見交換

★、EC

廃電気・電子機器類の適正処理や再利用について定める「廃電気・電子機器指令（WEEE）」において医療機器はカテゴリー8に分類されているが、カテゴリー8には、これまで電気・電子機器類に含まれる特定有害物質の使用を制限するR〇HS指令の適用は暫定的に先送りされてきた。

今般カテゴリー8に対してもR〇HS指令の適用が検討されているが、医療機器に使用される鉛をはじめとする対象物質は、代替物質がなく、あっても非常に高価で実用化の目途がなく、これらの継続使用が認められない場合、医療機器製造事業そのものが成り立たなくなるので、医療機器製造業者にとっては死活問題である。

したがって、暫定措置としてR〇HS指令の適用が先送りとなっているカテゴリー8については、企業側の過度の負担や医療サービス全体への弊害を懸念しているところ、今後の適用につき最新状況の情報提供及び意見交換の場の提供を求める。

(4) 医薬品の並行輸入対策等

EC、英国、ドイツ

EUにおける医薬品の価格は、加盟各国の異なる医療保障制度により規制されているため、企業は販売価格を自由に設定することができず、EU加盟国によっては企業の希望販売価格と比して非常に安価な価格設定を強いられるなど、EU域内では同一の医薬品につき、各国薬事制度の違いによる大きな価格差が生じている。一方で、EU域内では医薬品についても他の製品と同様に移動の自由が保障されているため、EU域内の並行輸入業者は製造企業とのライセンス契約を結ぶことなく、医薬品が安価な加盟国で医薬品を購入し、当該医薬品を他の加盟国で高く売ることができる。

本年3月のブリュッセル会合においても確認したが、EUにおける並行輸入対策として、政・官・民の高級レベルからなるG10医薬品グループのレポートにある「医薬品の欧州統一価格」につき議論が行われていると理解している。「医薬品の欧州統一価格」の推進方策及び具体的内容について現在の状況を明らかにすることを求める。

また、並行輸入業者による添付文書の入れ替えミスなどの可能性があり、医療過誤が発生すれば、当該製品の製造業者に責任が転嫁されかねないので、リパッケージ等に関する並行輸入業者の責任等を明確に規定し、必要に応じて罰

則措置を設ける等、並行輸入品の安全性確認、不良品の流入防止措置の徹底を
求める。

(5) ドイツの参照価格制度の見直し

★、ドイツ

参照価格制度は、同一成分又は類似成分の医薬品を一つのグループにまとめ、
同一グループ内で保険による一定の償還価格を定めるものである。ドイツの法
定疾病保険ではこれまで製薬会社の研究開発投資を促す観点から、ジェネリッ
ク医薬品が存在する製品を同制度の対象としており、ジェネリック医薬品が存
在しない製品については同制度の適用除外としてきた（（注）ジェネリック医
薬品とは、先発品の特許消滅後に上市される同じ有効成分・規格・効能及び用
法の製剤であり、先発品の特許が切れているため安価）。

ところが、2005年1月以降、まだジェネリック医薬品の存在しない一部
の製品も参照価格制度の対象となり、製薬会社のドイツ国内における研究開発
投資インセンティブを大きく損なうものとなっている。また、製薬業界の事前
の了承なく実施された参照価格制度の範囲拡大により新たに参照価格制度の対
象となった医薬品が、どのような基準でグルーピングされているかが不明瞭で
あり、公平で透明な措置とは言いがたい。

したがって、2005年1月以降の参照価格制度におけるグルーピングの仕
方につき説明を求める。また、制度の変更がある場合は、実施に先立って業界
との協議の場を設けることを提案する。

B 8. 観光

(1) イタリアにおける滞在許可証申請

イタリア

日本としては、滞在許可申請が免除される滞在日数を8日から30日間に延
長する法令改正が行われたことを評価する。しかし、同法令及び実施手続きに
関する措置の何れもが未だ施行されていないため、早急を実施されることを求
める。

C : 環境

(1) 総論

EC、加盟国

環境問題に先進的に取り組んでいるEUの姿勢を評価しており、特に、リサイクル問題については、日本も同様の問題意識を共有している。他方で、環境分野における規制は、日本を含むEU域外企業に大きな影響を与えうるのみでなく、EUがリスボン戦略に基づき取り組んでいる欧州の経済競争力強化に無視し得ない影響を与えうるものであるところ、環境面において達成しようとする目的と、企業による経済活動や国際貿易・投資に与える影響の間で適切なバランスが図られるよう配慮すべきと考える。

また、日本とEUは、「日・EU投資枠組み」において、双方向投資促進の観点から規制の策定段階及び実施段階の双方において対話を継続する旨述べた上で、優先分野の一つとして環境分野を特定している。

環境分野における規制が企業にとり過度に負担となり、健全な経済活動を阻害する、或いは貿易障壁となることのないよう引き続き求める。

(2) 欧州における新たな化学品規制：「REACH規則案 (Proposal for a Regulation for Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)」

EC、加盟国

REACH規則案に対する日本の懸念事項については、日・EU規制改革対話や日・EU産業政策対話などの2国間協議の場やWTOにおいてこれまで繰り返し伝達してきているが、簡潔に述べれば以下のとおり。

(イ) 同一物質の重複登録などREACH規制の目的に照らした場合の過度な負担

(ロ) EU域外の製造業者にとって差別的であるなど国際貿易に対する影響（特に成型品に含まれる化学物質の登録）

(ハ) 国際的な取組との整合性

(ニ) EU加盟国内での一貫した規則の実施等

については、未だ払拭されていない。

今後、REACH規則案に対する欧州議会本会議での採択（第一読会）や、理事会における「共通の立場」について協議が行われる予定であるなど、REACH規則案の審議は重要な局面を迎えている。今後、規則案が修正される際には、日本の懸念事項が十分反映されるよう強く求める。さらに、本件につい

ては、日本政府、産業界は非常に高い関心を有しているので、規則案の審議状況について引き続き情報提供を求める。

(3) 「廃電気・電子機器指令 (W E E E)」及び「特定有害物質使用禁止指令 (R o H S)」

EC、加盟国

- (イ) 2003年2月に発効したW E E E、R o H Sの両指令については、2004年8月までに全てのEU加盟国が両指令の遵守に必要な国内法を整備しなければならなかったと承知している。しかし、右期限が過ぎているにも拘わらず、現状は加盟国の立法が十分に間に合っていない。日系関係業界は、関係国内法の未整備な加盟国に対する早期立法に向けた指導を求めるとともに、国内法化を終えた加盟各国についても関係政省令などの整備状況及び内容に関して、現時点での最新状況を日本政府に周知するよう要望している。さらに、今後とも引き続き、日本に十分な情報提供が行われることを求める。
- (ロ) W E E E 指令に関しては、指令の要求事項の遵守義務のある者の範囲が曖昧であること、指令対象の製品の範囲が不明確であることなどの問題点が残されていると承知している。日系関連業界では、W E E E 指令の主旨に則り、限られた時間内で最大限の努力をしてきたが、たとえば、第10条及び第11条で定められた情報提供義務については、加盟国の関連国内法や欧州電気標準化委員会 (C E N E L E C) による関連法規の整備の遅れ、シンボルマーク貼付対象範囲の不明瞭さ等、実施上の課題が現存しており、制度運用上での柔軟な対応を求める。
- (ハ) R o H S 指令に関しても、指令対象製品や適用除外事項の範囲及びその該当性の解釈が不明確であること、適用除外事項の変更が予定されていること、カテゴリ8と9についての扱いが確定されないことなど、いくつかの問題点が残されていると承知している。現在、技術適用委員会 (T A C) において、両指令の上記問題点について検討が行われていると承知しているところ、右検討の最新状況の情報提供を求める。

さらに、R o H S 指令の国内法化に際して、各国言語による適合証明の提示義務を課そうとしている加盟国が一部に見受けられるが、市場の統一を図るといふ欧州共同体設立条約第95条を根拠とするR o H S 指令の法的性格に鑑み、生産者に対して指令の規定に上乗せした規制をかけることはないことをEU側に確認したい。

日本から欧州に製品を輸出する企業の、製品開発からEUの市場に投入されるまでに要するリードタイムを踏まえ、日系企業の当該指令への円滑な遵守に障害の生じることの無きよう、両規制に係る日本の懸念事項について可能な限り速やかな解決を求める。

なお、日系関連業界等から本件に関して個別の要望がある場合には、EU側に引き続き柔軟な対応を求める。

(4) 廃電池指令案

EC、加盟国

- (イ) 2004年12月の理事会審議を終了した廃電池指令案においては、ニカド電池の禁止が含まれているものの、同時に適用除外項目が設定され、影響は限定的であるとのEU側からの回答を得たところだが、日本政府としては、昨年に引き続き、ニカド電池の使用禁止が指令案に規定されることのないよう要望するとともに、電池分野の規制においては具体的な科学的根拠と社会の利便性に十分に考慮されるよう求める。
- (ロ) 本廃電池指令案において、鉛の使用規制に関する規定が削除されたことを歓迎する。日本政府としては、今後の議会での審議過程において右削除規定が復活することのないよう求める。
- (ハ) なお、過大な社会コストの増大につながる一次電池の回収・リサイクルについて、EU側より回答のあったホームページの情報は不十分であり、今後とも、その目的と費用対効果などについて説明を求めるとともに、引き続き情報・意見交換の機会を設けることを求める。

(5) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 (EuP)

EC、加盟国

枠組み指令及び実施措置 (Implementing measures) の要求事項に関して、国際電気標準化会議 (IEC) でも環境配慮設計規格の作成が進展していることから、EU域内外の事業者がスムーズに対応できるよう、整合規格の指定には国際標準規格の優先採用を求める。また、実施措置の策定プロセスの中で、日系企業は、実効的なコメントを行いたいとの意図を持っており、コンサルテーションフォーラムや予備調査などその他の事前の検討の場があれば、日系企業に参加機会を与えることを求める。

(6) 温暖化ガス規制案

EC、加盟国

EUにおいて検討されている温暖化ガス規制案においては、自動車用エアコ

ンが型式認証要件の対象となっている。右規制案においては、GWP（地球温暖化係数）150以上の冷媒の使用を禁止しているため、右規制案の基準を満たす自動車用エアコンの冷媒としては、R152aとCO₂が考えられるが、R152aは可燃性であるため、安全性の面から現時点での採用は困難である。従って、欧州における自動車用エアコンの冷媒としてはCO₂が採用されることが予想される。

他方、日本においては、回収システムが整備されているため、自動車用エアコンの冷媒としては、環境面その他総合的見地からR134a（GWP1,300）を使用しており、米国も、R134aエアコンを引き続き使用していくという立場を明確にしていると聞いている。

従って、温暖化ガス規制案の施行に伴い、欧州が単独で自動車用エアコンの冷媒としてCO₂を採用し、一方、米国、日本、その他の地域がR134aを採用すれば、欧州メーカーを含めて二つの種類の自動車用エアコンを作り続けることが必要となり、結果自動車メーカー、サプライヤーにとって大きな負担増が発生し、貿易上大きな問題となりうる。自動車用エアコンの冷媒の選択にあたってはGWP値だけで判断するのではなく、車両への動力的影響も考慮した総合的な温暖化防止効果で比較する観点が重要であると我が方は考えている。また、同時に自動車メーカー、サプライヤーへのコスト負担についても一定の配慮を行うことも必要である。従って、最適な代替冷媒の目処がたつまでは、高効率で漏洩のないR134aも自動車用エアコンの冷媒として認められるよう検討を求める。なお、CO₂は、高温環境下における性能低下という技術的課題をかかえており、自動車用エアコンの冷媒としては温暖な南欧地区では消費動力増加による燃費の悪化や冷房性能不足が懸念されている。

D : ビジネス環境の基盤的整備事項

D 1. 滞在労働許可

(1) 総論：滞在労働許可手続きの改善

加盟国、EC

多くのEU加盟国において、査証、労働許可、滞在許可等の取得あるいは更新手続きにかなりの日数を要するため、これら諸国に進出している日系企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障を来し、また、ビジネスマンや家族の生活に支障を来している。労働許可・滞在許可等の問題は、欧州で活動する日系企業の経営者、従業員及びその家族にとって最大の懸案事項となっている。事態が改善されている国もあるものの、依然として問題のある国も多く、引き続き以下につきその改善を求める。ハンガリー、デンマーク及び英国については、EU側からの回答も実質的な進展も見られないところ、EU側に改善を求める。

(滞在労働許可取得に関する各国別要望)

(2) イタリアにおける労働査証

イタリア

- (イ) 本年2月に新規則(2004年10月18日大統領令第334号)が発効し、枠外労働査証での入国者の最大滞在期間が2年から5年に延長された。伊政府の取り組みを評価するが、右新規則が未だ全面的に実施に移っておらず、労働許可・査証の申請・発給手続きを簡素化するために開設されることになっている「移民のための単一窓口」も完全な運用に至っておらず、手続きに多大な時間がかかるなどの支障が出ている。新規則の早期実施及び全面的早期運用を求める。
- (ロ) 枠外労働査証の最長滞在期間である5年を経過した場合、日本に帰国することなく枠外労働査証を再取得できるよう求める。

(3) スペインにおける査証

★、スペイン

本年3月に申請した企業派遣留学生の査証が3ヶ月半経過しても発給の見通しが立たず、留学スケジュールに大きな影響を及ぼしている例もある。また、滞在労働許可証を既に得た企業駐在員が、家族と同時に入国査証を申請しても、家族の査証だけが半年以上遅れてしまう例もある。かかる査証の早期発給並び

に発給プロセスをモニターできるシステムを構築するなどの対応を求める。

(4) フランスにおける労働許可証

フランス

労働許可証については、毎年更新を要し、またその際に、新規の登録の作業と殆ど同様の手間がかかるところ、更新期間の延長及び手続きの簡素化を求める。

(5) ギリシャにおける滞在労働許可証

ギリシャ

法改正により、現行入管法第35条に該当する外国人駐在員については、労働許可取得プロセスの省略、申請窓口を内務省に一本化する等手続きの簡素化・迅速化が図られることになると承知している。ギリシャ側の努力を多とするとともに、右改善策が迅速かつ着実に実行されることを希望する。

(6) ドイツにおける労働許可証

ドイツ

我が方大使館とドイツ関係行政機関との協議に向けてのプロセスが進んでおり、今後、事態が一層進展することを期待する。

(7) ポルトガルにおける就労査証

ポルトガル

就労査証の更新受付開始時期が、1ヶ月前から受理する場合もあれば、3日前にしか受理しない場合もあるなど地方労働局あるいは担当者によって対応が異なっている。EU側回答によれば、就労査証の更新は申請と同時になされるとのことであるが、窓口によっては更新手続きに数日かかる場合もあると承知しているところ、引き続き就労査証の更新申請可能期間の一律的な拡大を求める。

(8) アイルランドにおける労働許可取得免除制度

アイルランド

企業内転勤制度(Intra-Company Transfer Scheme : ICT) が、2002年に停止された後、暫定措置の運用はなされているものの、その透明性及び一貫性の欠如から、日系企業関係者の不満が続いている。同制度が本格的に早期再開されることを希望する。また、通常の労働許可申請・更新手続きについても、迅速化、明確化、容易化を求める。

(9) オーストリアにおける滞在労働許可証

オーストリア

EU市民以外の外国人を雇用する場合のオーストリアの滞在労働許可政策については理解できる。しかし、特に日本人観光客等を顧客とする業種については、高度な日本語能力等を必要とするため、国内に適格者を見いだすことが事実上困難であるところ、先ずオーストリア内の失業者の中から適格者を求めるという手続きの一層の簡素化或いは迅速化が図られるよう改善を求める。

(10) チェコにおける滞在労働許可証

チェコ

労働許可証発行手続きと長期滞在ビザ発行手続きの同時申請を可能とすると共に、事業目的での長期滞在許可の期間を現行1年間から2年間に延長する国内法改正が議会で審議中と承知しており、チェコ側の積極的な取り組みを高く評価する。更に、チェコ側は、インターネットによるビザ発行審査過程追跡システムの導入等を前向きに検討していると承知している。これらの改善措置の早期実現を希望する。

(11) ハンガリーにおける滞在労働許可証

ハンガリー

滞在・労働許可のスムーズな発給、滞在許可の有効期間の現行1年から2年以上への延長を求める。また、滞在許可の更新の度に戸籍謄本を日本から取り寄せる必要があり、手続きが煩雑なので、提出書類の簡素化を求める。

(12) ベルギーにおける滞在労働許可証

ベルギー

一昨年度の回答では、一般的に労働許可は4週間以内に発給されるとしているが、2ヶ月近くかかった事例も散見される。早期発給努力の継続を求める。日本人駐在員及びその家族の滞在許可(IDカード)は1年毎に更新するため、非常に煩雑であり日系企業関係者の不満となっているので、有効期間の延長を求める。

(13) ポーランドにおける滞在許可証

★、ポーランド

法律上認められている滞在許可(テンポラリーカード)の代理人申請を拒否される事例がある。また、申請受理から発給まで3ヶ月以上かかる事例もある

ので、運用の統一、手続きの簡素化を求める。

(14) フィンランドにおける運用の徹底

★、フィンランド

滞在労働許可については、昨年の新外国人法の施行等に伴い、概して手続き所要期間の短縮、更新期間の延長（1年から3年へ）などの改善が見られており、フィンランド政府の努力を評価したい。他方で、地域によりバラツキも見られることから、運用の統一を求める。

(15) オランダにおける滞在許可証

オランダ

昨年10月より、新たなスキーム(Knowledge migrants)が導入され、労働許可と一体化した滞在許可の発行基準が緩和されことを評価する。しかしながら、滞在許可発行にはなお5～6週間の時間を要しており、発行の迅速化を求める。

(16) デンマークにおける就学査証

デンマーク

現在発給されている就学査証の有効期間は1年間であり、日本の大学が現地に設立した日本人学校が毎年全生徒のビザを更新するのは大変な労力である。これに加えて、ビザ申請期間中はパスポートが手元にないために不自由を来している。他の欧州諸国では、修学期間中有効なビザを出している国もあるところ、就学査証の有効期間を1年間から、修学期間全般にわたり有効となるよう期間を延長するよう求める。

(17) 英国における就学査証

英国

夏期休暇の学生労働につき、一般の大学生に対しては週40時間の特別枠が設けられているが、語学留学などの短期留学生に対してはこれが適用されない。2003年秋の法改正で同年10月より毎年400～500ポンドのビザ更新手数料支払いが義務付けられており、多くの語学留学生の生活費は切迫している。かかる環境変化に鑑み、語学留学生に対しても一般の大学生と同様、就労可能時間の夏期休暇特別枠の創設を求める。

(18) 経済移民の取扱いについてのEUアプローチに関するグリーンペーパー

EC、加盟国

日本政府は、EUの経済移民に対する将来のアプローチがEU加盟国に滞在する日本国民の生活に影響を及ぼすため、これに強い関心を有している。2005年4月、日本は、「経済移民の取扱いについてのEUアプローチに関するグリーンペーパー」に対して、企業内転勤者及び経済移民を明確に区別し、企業内転勤者に対する簡素化された手続きを適用すること、全ての加盟国において、申請手続きが一本化され、滞在許可及び労働許可が統一されること等を要望するコメントを提出した。日本政府としては、欧州委員会が日本のコメントに然るべき考慮を払うことを希望する。また、グリーンペーパーに関するEU内の協議の現状について説明を受けたい。

D 2. 運転免許証

(1) 総論

EC

EU加盟国在留邦人が加盟国で日本の運転免許から当該国の運転免許に切り替える際、日本の運転免許証を提出することがEUの指令(1991/439/EEC)上定められており、同人が本邦へ一時帰国する際に免許証を没収されたままの場合、日本国内で運転ができず、経済活動及び社会活動上支障をきたしている。この問題について、日本は、日本の運転免許から加盟国の運転免許への切り替えに当たって、日本の運転免許証を所持人に即時に直接返還することを最善の解決策として要望してきた。

昨年2月に欧州委員会より、加盟国で日本人が日本の免許証から当該国の免許証に切り替えを行った場合、当該国当局は、日本の免許証をその国の日本大使館に返却する旨の提案がなされた。昨年10月、日本はこれを受け入れる旨欧州委員会に回答し、欧州委員会を通じ昨年11月のEU運転免許担当官会合において我が方の立場を説明した。

現在、日本の免許証の日本大使館への返却に関して、具体的な運用のあり方等詳細を日本とEU加盟各国との間の二国間の協議により調整しつつある。その過程において、免許の切り替え自体に1ヶ月程度の時間がかかる例も報告されている。日本としては、英国などによる前向きに対応を評価する一方、欧州委員会に対し、日本とのバイの協議促進、免許の切り替え・返却に際しての迅速化をEU加盟各国に促すよう、改めて求める。

(2) チェコにおける運転免許切り替え

★、チェコ

2004年10月、チェコ・日本双方の関係者の尽力により日本の運転免許証及び「自動車運転免許証抜粋証明」を携行することにより、チェコ国内の運転が認められるようになったことを評価する。しかしながら、この証明はチェコの免許そのものではないため、他の欧州域内での運転は認められず、日系企業関係者はビジネス上大変な不便を感じている。日本の免許証からチェコの免許証への切り替えに必要な法令整備がチェコ側により進んでいる。我が方としてはチェコ側の尽力を多とすると共に、右法令整備が早期かつ着実に、かつ、円滑な切り替えと返却を確保する形でなされるよう引き続き求める。

(3) ギリシャにおける運転免許証切り替え

ギリシャ

昨年の申し入れ以降、ギリシャ政府は制度の改正に着手し、政府決定の改正作業が行われている。日本としては、ギリシャ政府の努力を評価すると共に、右改正作業が迅速に行われ、円滑な切り替え及び返却が早急を実現することを希望する。

(4) スロバキアにおける運転免許

★、スロバキア

現在、スロバキアにおける在留邦人が、スロバキア国内で自動車を運転するためには、基本的に日本の国際運転免許を携行するか、スロバキアの運転免許証を取得する必要がある。しかしながら、前者の場合、日本の国際運転免許証の有効期限が1年間であることから、頻繁な更新が必要となる。また、後者の場合、十分な運転経験を有する邦人であっても所定の教習を修了することが必要となる。我が方大使館とスロバキア関係行政機関との密接な協議が行われ、在留邦人の不便が解消されることを期待する。

D3. その他（投資環境の整備）

(1) 反動物実験過激派団体（ARE）対策

英国、EC

特にロンドンにおいて、SHAC（Stop Huntingdon Animal Cruelty）を代表とする反動物実験過激派団体（ARE = Animal Rights Extremists）による現地日系製薬企業をターゲットにした暴力的かつ反社会的な行動が2003年3月以降続発している。

英国政府の協力により、裁判所による当該団体の抗議活動に対する差し止め

命令や警察当局による取締強化、法改正（2005年4月7日女王陛下署名）等による改善がみられ、一定程度事態の沈静化が図られているが、未だに抗議活動は多様な形態で継続している。

については、引き続き、規制強化及び取り締まりの徹底を求める。また、EUレベルにおける取締り導入の検討を求める。

補論

(1) 社会保険料の二重払い問題の解消

日・EU間で協力が進捗している分野であると認識しているが、欧州進出企業、そしてこれから進出しようとする企業にとって、社会保険料の二重払いによる負担は大きな問題であり、対欧州投資に負の影響を与えているところ、引き続き日・EU双方が努力を行っていくことを希望している。

この問題については、最終的には日本とEU加盟各国との間で二国間協定を締結することにより解決すべきであり、日本は既に独、英に続いて、2005年2月、仏、ベルギーとの社会保障協定に署名し、7月には国会の承認を得ているところ、両国において早期に締結手続が終了することを期待する。また、蘭との間で、社会保障協定締結に向けた交渉を進めている。日本としても、今後とも、EU加盟各国との人的交流の状況等や社会保障協定の必要性に照らし、優先度の高い国について、順次社会保障協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく用意がある。

別添：税制

税制

以下の事項については、他の日本政府の提案とは異なり、日系民間企業より指摘のあった事項を紹介するものである。

(1) 総論：税制調和

EC、加盟国

EUの企業課税制度の調和と統合が、早期に図られるよう引き続き希望する。欧州委員会により、企業課税制度調和の検討は行われているものの、EU域内の国境を超える取引等に対する税制に、EU加盟国間で不整合が生じているため、EU域内でビジネスを展開する企業にとって、税負担及び事務負担がある。

(具体例)

(イ) 移転価格税制

移転価格制度を統一し、簡素化し、合理化することによって、移転価格税制に対するコンプライアンス・コストを低減させることは、日本及びEUの企業の国際競争力の強化をもたらす。2002年に欧州委員会は「EU共同移転価格フォーラム」を設置したが、右フォーラムの最新状況に関する情報提供を期待する。また、このフォーラムを通じ、移転価格税制に対する遵守コストを低減する政策が早期に生み出されることを引き続き期待する。

(ロ) VAT（付加価値税）

この分野における欧州委員会のこれまでの努力を高く評価する。VATはEU内の共通制度であるが、加盟国による運用の違いは、域内市場で活動する日系企業にとって障害となっており、運用の統一を引き続き期待する。具体的には、VAT料率・対象品目の統一、登録手続や還付手続の簡素化、迅速化を内容とする欧州委員会による提案の早期実現を引き続き期待する。

(ハ) 各国税制に関する情報提供

加盟国において予定される税制改革につき、その方向性とタイムテーブルの十分な時間的余裕を持った情報提供を引き続き期待する。時宜を得た情報提供は、既存の日系企業はもとより、EUに新規に進出する日系企業に対しても有益と考える。

(2) 合併指令（国境を越えたグッドウィル（営業権）移転への課税繰延）

EC、加盟国

合併指令（2005/19/EC）は、企業がEU内で合併や分割、資産の移転、株式交換を用いて国境を越えた組織再編を行う場合に発生する課税を繰り延べる措置を規定している。しかし、国境を越えたグッドウィル（営業権）移転時の含み益は課税繰延の対象に含まれていない。EUにおける日系企業は、単一市場での競争力を維持するために、事業再編を進めている。このような国境を越えた事業再編では、グループ内でグッドウィルを移転させる場合が多く、多額の課税が生じてしまう。このために実際に事業再編を断念するなど、事業再編における障害となっている。

欧州委員会は、2001年10月に発表したコミュニケーションの付則で、合併指令がグッドウィルの移転を課税繰延の対象としていないことを問題としている。この欧州委員会の問題意識を高く評価しており、欧州委員会及びEU加盟国に対し、課税権を元の加盟国に残す形で、課税繰延の対象を迅速に拡大することを引き続き提案する。

また、組織再編時に発生する不動産取引税及び無形財産の取引税についても、合併指令による課税繰延の対象とすることについて、欧州委員会及び加盟国が検討を進めることを引き続き提案する。

(3) 合併指令（株式の長期保有義務）

EC、加盟国

EU内で、合併指令が統一的に実施されておらず、グループの再編を意図している日系企業にとって、EU加盟国間の取り扱いの違いが作業面、コスト面において重荷となり、組織再編の妨げとなっている。

具体的には、加盟国によっては、企業が提供した資産と交換に受け取った株式を長期間保有すること課している。結果として資産を全て株式と交換した会社が、運営会社としての機能を失った場合にも、株式を保有し続けるためにその会社を維持する必要がある。

このように実質機能していない会社を維持することは、コストがかかるだけでなく、二重課税のリスクが増加する。新たに設立された持株会社の子会社が支払う法人税のうち、元の持株会社を通じて分配された配当については、日本の外国税額免除の対象にはならない。なぜなら免税されるのは、元の持株会社から見た子会社に限定されているからである。

本指令の実施において、EU内での統一的な扱いがなされるよう欧州委員会のリーダーシップを期待する。また、加盟国は企業再編の実質的な障害となる長期間の株式保有を課さないことを引き続き期待する。

(4) 連結法人税課税基礎

EC

EU域内で事業活動を行う日系企業にとって、EUにおけるグループ全体の課税所得を1つの会計基準に則って一括で計算することが理想である。しかし、現状においてはEU加盟国間で異なる複数の会計基準に基づき、複数の財務諸表を作成する必要があり、大きな負担に直面している。

2001年10月のコミュニケーション(COM(2001)582)において、欧州委員会は一本化された連結法人税課税基礎の重要性を確認し、2004年11月には加盟国政府の専門家から成るワーキング・グループを設置する等、検討を進めていると承知している。

このようなイニシアティブはEUの市場統合に向けた継続的努力を示すものであるが、日系企業にとっても、連結法人税課税基礎の統合はEUにおける事業環境の大きな改善を意味するものであり、早期実現に向けた進展を引き続き期待している。

(5) 自動車関連税制

EC、加盟国

EUにおける自動車税体系は、EU加盟国間で大きく異なっており、自動車の販売上大きな障害となるばかりでなく、EU内での自動車本体の価格調和の阻害要因となっている。この価格差は、公平な競争を歪め、統一市場の妨げになっていると指摘されている。従って、自動車税が調和されれば、EUの更なる統一市場の実現化に繋がり、消費者にとっても望ましい。

2005年7月、欧州委員会は加盟国に自動車税体系の再構築を求める指令案を発表した。今後、同指令案が着実に実行されていくことを期待するとともに、その進捗状況についての情報提供を期待する。

また、燃料税を含む新しい税体系の構築に当たっては、自動車市場や消費者に混乱を与えることのないよう十分な配慮が払われるべきである。更には加盟国が指令を実施するにあたり、各国の税体系の変更が結果的に自動車関係諸税の増税に繋がり、消費者の負担が増大することがないように引き続き期待する。

(6) イタリアにおける国際運輸業法人の税当局宛書類提出の免除

イタリア

日伊租税条約の第8条において、一方の条約締結国の国際運輸業法人は、他の条約締結国における利得に対する租税が免除されている。しかし、イタリアにおける日系国際運輸業者は、結果的に法人税を免除されるにもかかわらず、

イタリア税法に基づく税務申告書、財務諸表を当局へ提出することが求められ、企業側の多大な事務負担となっている。他のEU加盟国においては、同様の書類提出は求められておらず、EUレベルでの手続きの調和を求める観点から、書類提出の免除を期待する。